

試験・加工機器移設・廃棄作業一式

入札申請関係書類

- ①一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（様式2号）
- ②入札公告（写し）
- ③入札説明書
- ④仕様書
- ⑤入札書
- ⑥見積書（入札不調時協議用）
- ⑦委任状
- ⑧入札の注意事項
- ⑨提出書類の注意事項
- ⑩契約書（ひな型）
- ⑪入札場所、納入場所の地図

<担当部署>

兵庫県立工業技術センター 総務部 末瀬

〒654-0037

神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

TEL 078-731-4192

FAX 078-735-7845

一般競争入札参加申込書 兼競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター
所長 山崎 徹 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申し込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 試験・加工機器移設・廃棄作業一式
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）・ 随時申請
- 3 連絡先（担当者）

所 属： _____ 電 話： _____

氏 名： _____

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年9月29日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 山 崎 徹

1 調達内容

(1) 調達業務

試験・加工機器移設・廃棄作業一式

(2) 業務の内容

契約担当者が入札説明書に記載する内容による。

(3) 業務期間

契約日の翌日から令和8年11月30日まで

(4) 業務を遂行する場所

神戸市須磨区行平町3-1 兵庫県立工業技術センター

(5) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-12

県立工業技術センター総務課 担当 末瀬

電話（078）731-4192

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年9月29日（火）から令和8年10月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年10月20日（火）午前10時 県立工業技術センター 技術交流館1階共通会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年10月13日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年10月16日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年10月27日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

試験・加工機器移設・廃棄作業 一式
仕 様 書

令和8年9月
兵庫県立工業技術センター

1. 仕様書概要

本仕様書は、「県立試験研究機関等の機能強化事業」による兵庫県立工業技術センター（以下「甲」という。）に新規導入する機器の設置スペースを確保するため、施設内の既設試験・加工機器等の移設および廃棄処分を行うものである。移設対象物品（実験機器、設備、試料、実験用器具その他の物品）の移設、不要対象物品の廃棄処分、機器の据付・試運転調整、付帯工事等、これら一連の作業を遅滞なく円滑に実施するために必要な業務を委託する。

2. 件名

試験・加工機器移設・廃棄作業 一式

3. 業務内容

本業務の受託者（以下「乙」という。）は、物品等の移設・廃棄に関し、以下の業務を実施すること。

- （１） 移設・廃棄作業計画書の作成
- （２） 移設物品・廃棄物品・残置物品の確認およびレイアウト確認
- （３） 移設物品・廃棄物品・残置物品の最終リスト作成およびラベル貼付
- （４） 移設物品に必要なユーティリティーの確認
- （５） 移設物品の解体、梱包、運搬、開梱、組立、配架、試運転調整
- （６） 前号に関連するユーティリティーの断接続工事
- （７） 現場管理、作業終了後の清掃、作業日報の作成
- （８） 作業終了確認および検査確認の立会い
- （９） 不要物品の解体、搬出、廃棄処分、マニフェスト提出（買い取り物品を除く）

4. 技術審査

入札参加希望者は、別紙2に定める応札書類を提出し、本仕様書の要求事項に適合するかについて技術審査を受けるものとする。

5. 業務期間

契約締結の翌日から令和8年11月30日まで

作業については、原則として令和8年10月26日（月）から同年11月20日（金）までの期間とし、甲が別途指示する期間とする。ただし、契約期間内であれば、甲乙協議のうえ変更することができる。

6. 業務のスケジュール

本業務の詳細スケジュールについては、甲と十分な協議のうえ決定すること。不慮の天候不順等による遅延については協議の対象とするが、追加費用、行程の大幅な遅れ等の発生しないよう輸送計画等を立案すること。

7. 移設・廃棄作業計画書

作業計画書については、甲が別に指定する日までに提出し、甲の承認を受けること。なお、作業計画書には、原則として以下の内容を含むこと。資料の形式等については、甲と協議のうえ決定すること。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ・ 作業体制表 | ・ 作業詳細工程表および作業時間予定表 |
| ・ 揚重計画書 | ・ 機器移設詳細工程表 |
| ・ ユーティリティー工事施工計画書 | ・ 搬出入経路図及び駐車場図 |
| ・ 建屋養生計画書 | ・ 移設・廃棄物品リスト |

8. 移設・廃棄対象物品

移設・廃棄対象物品は、別添の機器等一覧表のとおりとする。なお、作業に当たり、一覧表と現品の確認を行うこととし、一覧表と現品が一致しないときは現品を優先とする。

9. 搬出入経路の確認・確保等

搬出入経路については、事前に甲の立ち会いのもと確認を行うこと。なお、搬出入に関して、経路の確保が困難な状態が発生した場合は、甲と協議のうえ作業方法を決定し、対応すること。また、臨時に搬出入路を設けた場合は、防犯対策を徹底するとともに運搬作業終了後は速やかに原状回復を図ること。

10. 作業体制等

本業務を履行できる体制を設けるとともに、本業務に携わる担当者の氏名・職位・業務分担等の必要事項をあらかじめ甲に提出すること。なお、体制には移設・廃棄業務管理技術者を置くとともに、現場に常駐する主任技術者、ユーティリティー工事作業責任者、及び運搬等の作業に係る現場作業責任者を必要数配置すること。また緊急時に備え、緊急連絡体制表を甲に提出すること。

11. 作業日、作業時間

作業日時は、原則として、土曜日・日曜日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時までとする。ただし、特別な事由等によりあらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。

契約期間 契約日～令和8年11月30日(月)

上記日程を原則とするが、関連する工事の進捗具合により工期が遅れる場合には甲の担当者と十分相談のうえ、工期調整を行うこと。

12. 養生

(1) 養生場所

機器の搬出、移動、一時保管の際に損傷の恐れのある場所とする。ただし、養生は簡易養生で行うこととするが、その方法や養生ができない場所について、甲と協議のうえ決定すること。

(2) 養生の実施方法

養生については、事前に使用資材、取り付け方法・場所等の詳細を記載した養生計画書を甲に提出し、甲の承認を得るとともに、養生施工後は甲の確認を受けること。

(3) 養生の実施時期等

養生は、搬出作業を行う直前までに完了すること。また、養生実施後、運搬作業が終了するまでの間、養生の完全な状態を維持すること。

(4) 養生の撤去

運搬作業の終了した部分の養生の撤去については、甲の指示に従い速やかに行うこと。

(5) 原状回復

養生の撤去に際しては、損傷、汚れ等の有無について甲の承認を得ること。なお、養生部分に損傷や汚れ等が認められる場合は、甲の指示に基づき、乙が原状回復を図ること。養生前に新建屋の現状を調査しておくこと。

13. レイアウトの確認等

移設物品のレイアウトは、甲の担当職員とのヒアリング等に基づき、移設物品の搬送準備、搬送順序および設置場所等について十分な打合せを行うこと。また、乙は移設物品のユーティリティー設備等の整合性を確認すること。ユーティリティー設備に不足や不具合が生じた場合、または機器等の設置等に不具合のある

場合は、甲の承認を得た後に移設作業実施前までに事前工事を行い、移設作業の工程に支障の無いよう執り行う事。上記以外に修正等が発生した場合は、甲の担当者と協議しその指示に従うこと。

1 4. 撤去・廃棄作業実施上の留意事項

撤去・廃棄作業の実施に当たっては、以下の事項に留意すること（全廃棄物が対象）。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する産業廃棄物の処理方法により行うこと。なお、同法における排出事業者は甲とする。
- (2) アスベスト含有の恐れがある機器等については、労働安全衛生法および石綿障害予防規則に基づき、事前調査を実施し、飛散防止措置を講じたうえで適切に処理・廃棄すること。
- (3) 油圧機器の撤去作業は、油漏れが生じないように、適切な作業手順を踏まえて作業にあたること。万一、油漏れが生じた場合は、漏えいした油を速やかに回収するとともに、周辺への拡散防止措置を講じ、汚染が生じた場合は適切に清掃・処理すること。また、発生状況および対応内容を甲へ報告すること。
- (4) PCB 含有の恐れある部品については、機器から取り外し、PCB 特別措置法および廃棄物処理法に基づき、事前調査を実施すること。また、取り外した部品は、飛散防止の措置を施したうえで、甲の指定する場所に保管すること。なお、PCB 含有が判明した場合は、甲へ直ちに報告を行うこと。

1 5. 移設作業実施上の留意事項

移設作業の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) それぞれの特性、規格、用途等に応じ、最も適した方法で梱包、運搬等を行い、作業中の損傷、破損等の事故がないよう十分配慮すること。特に、試験研究機器等については、作業に際し、甲の担当者と十分に協議し、その指示に従うこと。
- (2) 法令の定める資格を要する作業については、有資格者を確保し実施するものとし、法令の規定を遵守し、安全作業に努めること。
- (3) 物品の搬出入の履歴が明確になるようにリストにて照合を行うこと。
- (4) 降雨、強風等天候の状況による移設作業等の影響が最小になるように計画を作成すること。

1 6. 機器の据付調整等

機器の据付調整等については、以下のとおり対応すること。作業区分は別紙 1 のとおりとし、個々の移設物品の作業区分は、原則として、別添の移設物品一覧表のとおりとする。

- (1) 清掃、取り外しをすること。取り外しに先立ち、甲の立会いのもと、別紙「作業区分」に基づき性能試験等を行い、甲の指示に従い性能報告書等を作成し、提出すること。
- (2) 機器の保護のために必要な梱包や揺れ止めの固定等を施し、運搬すること。
- (3) 甲の指示する場所に運搬した後、甲の指定する場所に機器を設置し、据え付けること。
- (4) 機器の設置後、甲の立会いのもと調整を行い、(1) の性能報告書等と照合の上、引渡しをすること。
- (5) 性能報告書等の照合結果を甲に提出すること。
- (6) 上記の作業は、十分な経験を有する技術者がこれを行うとともに、甲と十分に協議し、実施に当たってはその指示に従うこと。

1 7. 取り外しの必要な機器への付帯設備

機器へ接続している電気、給排水、冷却水、排気等（以下、「付帯設備」という。）の切断、撤去工事の要領は次のとおりとする。

- (1) 付帯設備の切断、撤去工事に先立ち、停電、断水、機器の使用不能等、施設の業務に支障を来すと思われる作業については、甲の担当者と作業手順、方法、日程等について十分に打合せの上、作業計画を立てること。

(2) 電気設備工事

- ・プラグおよびブレーカーから切断すること。なお、切断後は開閉器をオフにすること。
- ・切断後のケーブルは漏電、短絡等のないように、必要な処置を施すこと。

(3) 給水、冷却水、高圧ガス等の切断、撤去工事は機器の接続管部から切断すること。なお、撤去後の既存管の端末はプラグ止めとすること。

(4) 排気ダクトの切断、撤去工事については、機器から一番近傍のフランジ部から切断すること。なお、排気ダクト、換気扇等は撤去し、開口部は閉鎖すること。

(5) アンカー固定されている機器・設備はアンカー撤去後、突起物の無い用に処置すること。

18. 取り付けの必要な機器への付帯設備

取り付けの必要な機器への付帯設備の接続工事の要領は次のとおりとする。

(1) 付帯設備の接続工事に先立ち、停電、断水、機器の使用不能等、施設の業務に支障を来すと思われる作業については、甲の担当者と作業手順、方法、日程等について十分に打合せのうえ、作業計画を立てること。

(2) 電気設備工事

- ・1次側分電盤、手元ブレーカー、コンセント等から必要な配線を行うこと。また、機器に付属するケーブルの長さが不足する場合は必要な延長工事を行い、機器近傍にコンセント・開閉器等必要な工事を施すこと。なお、延長したケーブルは適切な保護処置を行うこと。
- ・機器付属のプラグ等に変更の必要が生じた場合は適切な処置を行うこと。
- ・接続時は電気容量、電圧等の確認を行い、過不足の生じる場合は必要な処置を行うこと。

(3) その他工事

乙は必要に応じて、甲の担当者の指示に従い、下記の工事を行うこと。

- ・転倒防止の措置
- ・雨仕舞い工事
- ・アンカー工事

19. 梱包資材、梱包資材の配布および回収

(1) 梱包に使用する資材は機器類の特徴に合わせ、大きさ、強さ等を選定すること。

(2) 梱包資材の回収・撤去は、開梱が終了した後速やかに行い、残置しないこと。

20. 業務完了報告書の提出

本業務の完了後、作業実施状況や作業完了の状況等について、業務完了報告書を提出すること。報告書の内容等については、甲の担当者と別途協議すること。

21. 安全確保の義務

移設作業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、第三者のほか来訪者、甲の職員その他関係者の安全確保に万全を期すとともに、安全作業に努め、事故の絶無に万全を期すこと。

22. 補償

万一、作業中に本業務の受託者の責めに帰すべき事由により下記の人身事故、物損事故、移設物件の破損・遺失・盗難等の事故が発生した場合は、直ちに甲の担当者に連絡してその指示に従うとともに、その損害の補償は乙の責任において行うこと。

- (1) 第三者、来訪者、甲の職員その他関係者の人身事故
- (2) 作業車両等による全ての人身事故
- (3) 敷地内の路面、縁石、植栽、建物、構造物とそれに付随する設備に対する物損事故
- (4) 移設物品に対する事故 別紙2参照のこと
- (5) その他本業務の受託者の責めに帰すべき事由に基づく事故

2 3. 秘密の保持等

本業務により知り得た秘密を第三者に漏えいしないこと。業務完了後も同様とする。

2 4. 遵守事項その他

- (1) 安全確保に関しては、最大限注意を払うこと。
- (2) 作業従事者には氏名札、腕章等を着用させるなど、当該者が本業務の従事者であることが明らかにわかるようにすること。
- (3) 本業務に関係のない場所にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 移設物品は各々の特性や規格、用途に応じ、最も適した方法で梱包運搬等を行い、業務中の損傷、破損等の事故がないよう十分配慮すること。業務中に予想される降雨などの天候の変化に対し、十分な対策を講じること。また、法の定める資格を有する作業については、有資格者を配置して実施するものとし、法令を遵守して安全作業に努めること。
- (5) 業務終了後の清掃については、原則として養生撤去の際に原状回復レベルで対応のこと。
- (6) 本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに甲と協議を行い、作業を実施すること。

作 業 区 分

移設・廃棄物品の作業区分は以下の通りとする。

Aランク：移設前に甲の担当者による動作点検を行い、ユーティリティーの切断・解体・梱包・運搬を行う。移設後、開梱・組立・ユーティリティーの接続後、甲の担当者による動作点検を受け、報告書を提出する。

Bランク：梱包・運搬・開梱を行う。

Cランク：運搬のみを行う。

HAランク：メーカー技術者または専門技術者により、ユーティリティー等の断線を行い、作動油の抜き取り後に機器の解体等を行うこと。廃棄処分引き取り場所に仮置きし、後日収集運搬を行う。
アスベスト処理、PCB注意の物品を含む

HBランク：ユーティリティー等の断線ののち、廃棄引き取り場所に仮置きし、後日収集運搬を行う。

HCランク：廃棄引き取り場所に仮置きし、後日収集運搬を行う。
アスベスト処理、PCB注意の物品を含む

HDランク：指定された収集場所に仮置きし、後日収集運搬を行う。

応札に必要な書類

1. 本件作業に対する参考見積書
 - ① 機器調整に掛かる費用（機器個別）
 - ② 断線・接続工事等に掛かる費用（機器個別）
 - ③ 梱包・開梱に掛かる費用
 - ④ 輸送関係にかかる費用
 - ⑤ その他の費用（保険・調査・管理監督・諸経費等）
 - ⑥ 廃棄物品の処理費用
2. 本件業務遂行にあたり作業体制表
 - ① 契約責任者、管理技術者（現場代理人）
 - ② 1. に示す各業務の主任技術者
 - ③ 必要な業務の作業責任者
3. 管理技術者、主任技術者および作業責任者の経歴・実績・資格を証する書類
4. 本件と類似する案件の過去10年以内の実績および証する書類
 - ① 相手先、契約価格、実施時期
 - ② 業務内容
5. HAランク廃棄物品（別紙3に示す）の作業手順書
6. ユーティリティー工事の作業要領
 - ① 工事範囲
 - ② 工事作業要領
7. 全体工程表
調査・移設業務・ユーティリティー工事・廃棄業務等
8. 移設物品の保証期間等の設定について

別 紙 3

1. Aランク

- ① マイクロ疲労試験機

2. HAランク

- ① 100 t 万能材料試験機
- ② 摩擦圧接装置
- ③ 横型疲労試験機
- ④ 拡散接合装置
- ⑤ 複合材料試験機

別紙 移設・廃棄機器

設置機器	設置場所	廃棄or移設	機器名	移設先	種別	作業区分
産業用高解像度X線CT装置	試作実験館 1 F 機械材料試験室 II	廃棄	複合材料試験機		大型重量物、油圧機器	H A ランク
		廃棄	疲労試験機		中型重量物、油圧機器	H B ランク
		廃棄	横型疲労試験機		中型重量物、油圧機器	H A ランク
		廃棄	作業机、等			H D ランク
		移設	拡散接合装置	試作実験館 1 F 機械加工室 I	大型重量物、油圧機器	H A ランク
		移設	マイクロ疲労試験機	研究本館 1F 精密測定室	小型重量物	A ランク
		廃棄	摩擦圧接装置		大型重量物、油圧機器	H A ランク
300kN高精度万能材料試験機	試作実験館 1 F 機械材料試験室 I	廃棄	100t万能材料試験機		大型重量物、油圧機器	H A ランク
		廃棄	シャルピー試験機		大型重量物、油圧機器	H B ランク
		廃棄	作業机、等		小型重量物	H D ランク
三次元表面構造解析 顕微鏡装置	研究本館 1F 精密測定室	廃棄	表面形状解析装置		小型重量物	H B ランク
		廃棄	万能測定顕微鏡		小型重量物	H B ランク
		廃棄	作業机、等		小型重量物	H C ランク
人間中心設計システム	技術交流館 6 階	移設	ミニフライス盤	研究本館 5F	小型重量物	C ランク
		移設	レーザ加工機	研究本館 5F	小型重量物	B ランク
		移設	ミニ旋盤	試作実験館 1 F 3Dものづくりセンター	小型重量物	C ランク
		移設	ミニボール盤	試作実験館 1 F 3Dものづくりセンター	小型重量物	C ランク
		移設	作業机、等	試作実験館 1 F 3Dものづくりセンター	小型重量物	C ランク

※小型重量物：50kg前後の物、中型重量物：100kg前後の物、大型重量物：キャスター、ジャッキアップ等が必要な重量物

入札説明書

試験・加工機器移設・廃棄作業一式の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達業務及び予定数量
試験・加工機器移設・廃棄作業一式
- (2) 調達業務の内容等
別添仕様書のとおり
- (3) 調達業務の条件等
別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間
入札の翌日から令和8年11月30日まで。
- (5) 履行場所
兵庫県立工業技術センター（神戸市須磨区行平町3丁目1番12号）

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、令和8年9月13日（火）午後4時までに、兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通 5-10-1）まで持参すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込
持参または郵送により行う。
持参、郵送の場合の提出先：〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
県立工業技術センター 総務部 担当 末瀬

(2) 参加申込の期間

令和8年9月29日（火）から令和8年10月13日（火）までの午前9時から午後4時まで

(土曜日、日曜日、平日の正午から午後１時までを除く。)(郵送の場合：10月13日必着とする。)

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ前記(1)に直接持参または郵送すること。

イ 上記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。2(1)のただし書きに該当する者は物品関係入札参加資格審査申請書でもって代替とする。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年10月19日(月)までに申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限以後は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問(必要に応じて実施する。)

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意)を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和8年9月29日(火)から同月16日(金)(土曜日、日曜日を除く。)、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出方法

原則として持参すること。(FAX等でも可)

(2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間

令和8年10月14日(水)から同月19日(月)、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 場所

前記3(1)に同じ。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立工業技術センター、令和8年9月29日(火)から令和8年10月13日(火)まで(土曜日、日曜日を除く。)、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立工業技術センター 技術交流館 1 階共通会議室
(神戸市須磨区行平町 3 丁目 1 番 1 2 号)
- (2) 日時 令和 8 年 10 月 20 日 (火) 午前 10 時
- (3) 上記 4 (4) イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 2 項に規定する信書便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、中封筒の封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札（2 回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別、あて名及び入札物件名等を記入し、令和 8 年 10 月 19 日（月）午後 5 時まで前記 4（1）の場所に必着すること。

ただし、名簿に登録されていない者で前記 2（1）のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出された場合は、その者が入札時において政令第 167 条の 5 第 1 項に規定する入札参加に必要な資格を有すると認められなければ受理できない。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- (2) 入札書は所定の別紙様式によること。
- (3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 件名は、上記 1（1）に示した件名とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のあったものとする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
 - オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の 100 分の 110）の 100 分の 5 以上の額を、令和 8 年 10 月 16 日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和８年１０月２０日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和８年１０月２７日（火）を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の１００分の１１０）の１００分の５未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

（２） 契約保証金

契約金額（入札書記載金額の１００分の１１０）の１００分の１０以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

１ １ 無効とする入札

- （１） 前記２の一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、前記１０の（１）の場合、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- （２） 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記２に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- （３） 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

１ ２ 落札者の決定方法

- （１） 前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和３９年兵庫県規則第３１号）第８５条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（注） 予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- （２） 落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、くじは、入札立会人に引かせることとする。

- （３） 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。
- （４） 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

１ ３ 入札に関する条件

- （１） 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。
- （２） 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和８年１０月２７日（火）までであること。
- （３） 入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。
- （４） 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- （５） 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- （６） 代理人が入札する場合は、事前に承認された代理人に限る。

- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

1 4 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1 5 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 6 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

1 7 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしうも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

1 8 調達事務担当部局

〒654-0037

神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

兵庫県立工業技術センター 総務部 担当 末瀬

TEL 078-731-4192

FAX 078-735-7845

入 札 書

件 名 試験・加工機器移設・廃棄作業一式

入 札 金 額 ￥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
試験・加工機器移設・廃棄作業	1	円	円	

履 行 場 所 兵庫県立工業技術センター

履 行 期 限 令和8年11月30日(月)

上記の業務については、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県立工業技術センター

所 長 山崎 徹 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

代 理 人 名 印

なお、当社 課税事業者
は、消費税に係る 免税事業者
私 であることを届け出ます。

(注)課税事業者、免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

(入札不調時協議用)

見 積 書

件 名 試験・加工機器移設・廃棄作業（一式）

見 積 金 額 ￥

（消費税及び地方消費税別）

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
試験・加工機器移設・廃棄作業	1	円	円	

履 行 場 所 兵庫県立工業技術センター

履 行 期 限 令和8年11月30日（月）

上記の業務については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積りします。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵庫県立工業技術センター

所 長 山崎 徹 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

代 理 人 名 印

なお、当社 課税事業者
は、消費税に係る であること届け出ます。
私 免税事業者

(注)課税事業者、免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

委任状

私は、_____を代理人と定め下記の
権限を委任します。

記

試験・加工機器移設・廃棄作業の入札及び見積に関する一切の権限

受任者 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

兵庫県
契約担当者

兵庫県立工業技術センター

所 長 山崎 徹 様

委 任 者

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑩

入札の注意事項

1. 代表者が入札される場合

委任状の提出は不要です。

2. 代理人が入札される場合

代表者ではなく代理人が入札される場合は、委任状が必要です。

同封の委任状に、委任者印・代理人印を押印、必要事項を記入のうえ、入札時に持参して下さい。

なお、念のため、当日代理人の印鑑（委任状に押した印鑑と同じ印鑑）を持参して下さい。

3. 入札書について

①入札書は、「物品入札書」をA4サイズでコピーし、2部用意して下さい。

（うち、1枚は再入札時に使用して頂くことになりますので、金額欄は記入しないものを用意して下さい）

②どちらも、社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」欄に代理人印）を押印しておいて下さい。

※ 社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」）の押印がない入札書は無効となります。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

4. 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。あらかじめ社印、代表者印を押印しておいて下さい。また、**入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。**

5. 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないで下さい。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

試験・加工機器移設・廃棄作業入札に係る 提出書類の注意事項

下記に示す書類を持参又は郵送により提出して下さい。

1. 入札参加申込み時（期限：令和8年10月13日（火）午後4時）

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しまたは、物品関係入札参加資格審査申請書受付票（出納局物品管理課の受付者印の押印があるもの。）
- ③ 返信用封筒（定形長3封筒に110円切手を添付の上、宛先を明記する事）

2. 入札保証金（入札保証保険）（期限：令和8年10月16日（金）正午）

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする入札保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

3. 入札日および場所

入札日： 令和8年10月20日（火）午前10時

場 所： 県立工業技術センター 技術交流館1階共通会議室
神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

4. 入札日に持参していただくもの

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- ② 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）
- ③ 委任状（代理人が出席する場合のみ）
- ④ 見積書（入札不調時協議用）

5. 契約時（落札業者のみ）

- ① 契約書
2通（兵庫県立工業技術センターで準備する契約書に記名・押印すること）
- ② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

※ 注）この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をして下さい。

産業廃棄物処理等業務委託契約書

排出事業者：兵庫県立工業技術センター（以下「甲」という。）と機器移設業者：（「以下「乙」という。」）、廃棄処分を行う事業者：（以下「丙」という。）は甲の事業所から排出される産業廃棄物の廃棄処分並びにアスベスト及びフロン類の回収に関しては、次のとおり委託契約を締結する。

（法の順守）

第1条 甲、乙及び丙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（委託内容）

第2条

（丙の事業範囲）

丙の事業範囲は以下のとおりであり、乙及び丙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを速やかに甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙及び丙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証等の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲（丙）

許 可 府 県 市：〇〇市

許 可 の 年 月 日：令和〇年〇月〇日

許可の有効期限：令和〇年〇月〇日

事 業 範 囲：産業廃棄物処分業許可証のとおり

許 可 の 番 号：第〇〇〇〇〇〇号

◎特別管理産業廃棄物収集運搬業・処理業登録（丙）

許 可 府 県 市：〇〇市

許 可 の 年 月 日：令和〇年〇月〇日

許可の有効期限：令和〇年〇月〇日

事 業 範 囲：特別管理産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証のとおり

登 録 番 号：第〇〇〇〇〇〇号

2 （委託する産業廃棄物の種類、数量）

甲が、乙及び丙に機器移設及び廃棄を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

種 類：〇〇〇〇

予 定 数 量：〇〇〇〇

輸入廃棄物：

(甲乙丙の責任範囲)

第3条 乙は、甲から委託された物品の移設を設置するまで、丙は、廃棄の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 乙又は丙は甲に対し、前項の業務の過程について法令に違反した業務を行い、また、過失によって甲または第三者に損害を及ぼしたときは、乙又は丙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙また丙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合で、甲の指図または甲の委託の仕方（甲の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む。）に原因があるときは、甲が乙または丙にその損害を賠償するものとする。

(再委託の禁止)

第5条 乙及び丙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 乙及び丙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙及び丙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙及び丙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙及び丙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙及び丙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙及び丙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙及び丙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ

め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(委託業務終了報告)

第7条 丙は、甲から委託された産業廃棄物廃棄処分及びフロン及びアスベスト回収の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区分に応じたマニフェストB2、B4又はB6票、処分業務についてはマニフェストD票、フロン及びアスベスト回収については回収工程管理票のE票写しに代えることができる。

(報酬・支払い)

第8条 甲が乙に対して支払うこの業務に要する費用は、〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

2 乙は丙に対して処分に要する費用を支払う。

(業務の一時停止)

第9条 乙及び丙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙及び丙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

(内容の変更)

第10条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更するとき、または予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲乙丙間で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(調査等)

第11条 甲は、乙及び丙の委託事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託事務の処理に関して乙に適正な履行を求めることができる。

2 乙及び丙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

(機密保持)

第12条 甲、乙及び丙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(契約の解除)

第13条(1)甲、乙及び丙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。前条第4項の成果物の引渡しが完了したときは、委託料の支払を請求することができる。

(2)但し、甲、乙又は丙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物、フロン及びアスベスト類回収の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙、丙又は甲は、

次の各号の措置を講じなければならない。

① 乙又は丙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙及び丙は、解除された後も、その産業廃棄物、フロン及びアスベスト類回収に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分並びにフロン及びアスベスト類の回収の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の資金をもって行わせなければならない。

ロ 乙又は丙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙又は丙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙又は丙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬、フロン、アスベスト類の回収を行わしめるものとし、その負担した費用については、乙又は丙に対して償還を請求できる。

② 甲の義務違反により乙又は丙が解除した場合

乙又は丙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙又は丙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物、フロン及びアスベスト類を、甲の費用をもって当該産業廃棄物等を引き取ることを要求し、もしくは乙又は丙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(暴力団等の排除)

第14条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、若しくは警察からの通報に基づき、乙又は丙が次の各豪のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前項の規定により契約を解除する場合においては前条の規定を準用する。

(情報の利用)

第15条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙及び丙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(警察の捜査への協力)

第16条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第17条 乙及び丙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(不正の公表)

第18条 甲は、乙又は丙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第14条第1項の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙又は丙の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

(帳簿等の備付け)

第19条 乙及び丙は、当該委託事務にかかる収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

(協議)

第20条 この契約の定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙及び丙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間)

第21条 この契約は、有効期間を契約日の翌日から令和8年11月30日までとする。に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

この契約で締結を証するため、契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電子的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和8年 月 日

甲 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
兵庫県立工業技術センター
所 長 印

乙 〔所在地〕
〔名称〕
〔代表者の職氏名〕 印

丙 〔所在地〕
〔名称〕
〔代表者の職氏名〕 印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和8年 月 日

兵庫県立工業技術センター所長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 () ー 番

電子メール

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和8年 月 日

兵庫県立工業技術センター所長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 () ー 番

電子メール

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の技術交流館総務課事務室において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者（乙の子会社を含む。）に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行うとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為につ

いて、甲に対し全ての責任を負うものとする。

- 6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

- 第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

- 第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

- 2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

- 第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)
- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(契約の解除)
- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）
(損害賠償)
- 第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
(違約金)
- 第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県立工業技術センター 試験・加工機器移設・廃棄作業

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和8年 月 日

兵庫県立工業技術センター所長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 () ー 番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県立工業技術センター 試験・加工機器移設・廃棄作業

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和8年 月 日

兵庫県立工業技術センター所長 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話 () ー 番

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

兵庫県立工業技術センター

入札場所・会場



兵庫県立工業技術センター内案内図

兵庫県立工業技術センター構内案内図

Guide Map of Hyogo Prefectural Institute of Technology

